○農林水産省告示第二千百五十五号

農業保険法施行規則 (平成二十九年農林水産省令第六十三号) 第百十七条第一 項の規定に基づき、 同項の

農林水産大臣が定める一点の価額を次のように定める。

平成三十年十月一日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第百十七条第一項の農林水産大臣が定める一点の価額は、 一〇円とする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 農業災害補 償法の一 部を改正する法律 (平成二十九年法律第七十四号) 附則第八条の規定によりなお従

前 の例によることとされた農業保険法施行規則による改正前 の農業災害補償法施行 規則 (昭和二十二年農

林省令第九十五号)第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の農林水産大臣が定める一点の価額は、

同法附則第八条の規定にかかわらず、この告示で定める価額を適用する。